

令和4年度

福祉用具専門相談員 指定講習会

平成27年4月1日より、福祉用具専門相談員の要件は、養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程修了者）は除かれ、「福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者および福祉用具専門相談員指定講習修了者」に限定されることとなりました。

講習期間 令和4年7月4日（月）～7月20日（水）のうち9日間

講習会場 盛岡地域職業訓練センター（運営機関：職業訓練法人 岩手中央職業訓練協会）
〒020-0807 盛岡市加賀野4丁目18-50 TEL 019-651-3001 FAX 019-651-3007

受講料 45,000円 ㊦中途退所されましても、受講料の返金は致しません。

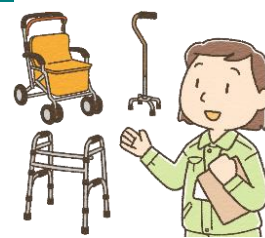
定員 15名

申込み お電話にて、仮申込み下さい。その後、別紙専用申込書に必要事項をご記入の上、お申込み下さい。
受講時に、本人確認が必要となりますので、確認できる証明書（免許証、保険証等）をご準備下さい。

修了認定 講義・演習50時間修了 ⇒ 修了評価試験（1時間） ⇒ 修了証書交付

福祉用具専門相談員カリキュラム 全50時間

1	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割 (2時間)	福祉用具の役割 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理
2	介護保険制度等に関する基礎知識 (4時間)	介護保険制度等の考え方と仕組み 介護保険サービスにおける視点
3	高齢者と介護・医療に関する基礎知識 (16時間)	からだところの理解 リハビリテーション 高齢者の日常生活の理解 介護技術 住環境と住宅改修
4	個別の福祉用具に関する知識・技術 (16時間)	福祉用具の特徴 福祉用具の活用
5	福祉用具に係るサービスの仕組みと 利用の支援に関する知識 (7時間)	福祉用具の供給の仕組み 福祉用具貸与計画等の意義と活用
6	福祉用具の利用の支援に関する総合演習 (5時間)	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成



お問合せ・お申込み

職業訓練法人 **岩手中央職業訓練協会**

〒020-0807 盛岡市加賀野4丁目18-50

Tel:019-651-3001 Fax:019-651-3007

URL:<http://www.morioka-rtc.ac.jp>

令和4年度

福祉用具専門相談員講習会（第1回）

カリキュラム

	講習時間	科目名
7/4 (月)	10:00~11:00 (1時間)	福祉用具の役割
	11:00~12:00 (1時間)	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理
	13:00~15:00 (2時間)	リハビリテーション
7/5 (火)	9:00~11:00 (2時間)	高齢者の日常生活の理解
	11:00~12:00 (1時間)	福祉用具の供給の仕組み
	13:00~14:00 (1時間)	福祉用具の供給の仕組み
	14:00~16:00 (2時間)	福祉用具の特徴
7/6 (水)	9:00~12:00 (3時間)	福祉用具の特徴
	13:00~16:00 (3時間)	福祉用具の特徴
7/11 (月)	9:00~12:00 (3時間)	からだところの理解
	13:00~16:00 (3時間)	からだところの理解
7/12 (火)	9:00~11:00 (2時間)	福祉用具の活用
	11:00~12:00 (1時間)	介護技術
	13:00~16:00 (3時間)	介護技術
7/13 (水)	9:00~12:00 (3時間)	福祉用具の活用
	13:00~16:00 (3時間)	福祉用具の活用
7/14 (木)	9:00~11:00 (2時間)	介護保険制度等の考え方と仕組み
	11:00~12:00 (1時間)	介護サービスにおける視点
	13:00~14:00 (1時間)	介護サービスにおける視点
	14:00~16:00 (2時間)	住環境と住宅改修
7/19 (火)	10:00~12:00 (2時間)	福祉用具貸与計画等の意義と活用
	13:00~16:00 (3時間)	福祉用具貸与計画等の意義と活用
7/20 (水)	10:00~12:00 (2時間)	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成
	13:00~16:00 (3時間)	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成
	50時間	
7/20 (水)	16:00~17:00 (1時間)	修了評価